

第2章 申請要件について

1 申請対象者について

業種入替を申請できる事業者は、次の2点を満たしている者です。

- (1) 申請する自治体に対して5業種申請している
- (2) 申請する事業所で申請する自治体の入札参加資格を得ている

2 申請できる業種について

自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。また、同一自治体内では、他の事業所で申請した業種を重ねて申請はできません。

3 入替後に登録できる業種について

入替後に登録できる業種は、申請日時時点で次の2点を満たしている業種です。

- (1) 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること
※ 代理人を置く事業所で申請する場合は、その事業所で許可を受けていること
- (2) 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（申請日現在において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けていること
※ 申請日現在で再審査による経営事項審査の総合評定値通知を受けている場合は、再審査による通知のみ有効となります。
※ 申請日現在で有効な通知書が複数ある場合は最新のものを提出してください。
なお、入れ替えることができる業種の数に制限は設けません。

※ 建設業の許可、経営事項審査に関する問合せ先

- ・ 埼玉県内のみに事業所がある場合

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当

電話：048-830-5176

審査・指導監督担当

電話：048-830-5171

- ・ 2以上の都道府県に事業所がある場合

国土交通省 関東地方整備局 建政部建設産業第一課

電話：048-601-3151

4 受注希望工事に関する申請者の資格について

次に掲げる4業種の工事の受注希望工事を希望する場合は、「資格情報を証明する書類」欄に記載されている届出や資格等が必要です。申請する場合は、「資格情報を証明する書類」を提出してください。その他の業種については、「資格情報を証明する書類」は不要です。

(1) 電気工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
総合電気設備工事 発電変電設備工事 電気設備工事 信号設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等（※1）	都道府県知事 各産業保安監督部長 経済産業大臣

※1 電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等に関する問合せ先

- 埼玉県内にのみ営業所がある場合

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 電話:048-830-8435

- 加須市・久喜市・日高市、吉見町にのみ営業所があり新規に開始届を提出する場合
窓口が市になる場合がありますので直接該当市町の担当課にお問合せください。

- 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が全て1つの産業保安監督部の管轄内にある場合
経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話:048-600-0388（代）

- 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が複数の産業保安監督部の管轄にある場合
経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話:03-3501-1742

(2) 管工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」 （「表面」と「裏面」）（※2） （届出書の記載事項に変更がある場合はあわせて） 「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」（※2）	埼玉県知事

※2 「特例浄化槽工事業者届出書」等についての問合せ先

- 埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話:048-830-5176

注) 浄化槽工事を申請する場合は、申請する事業所で届出をしている必要があります。

(3) 電気通信工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「 工事担任者資格者証（アナログ第1種、A I 第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、A I 第2種、総合種又はA I ・ D D 総合種、総合通信） 」の資格者証	総務大臣
データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「 工事担任者資格者証（デジタル第1種、D D 第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、D D 第2種、総合種又はA I ・ D D 総合種、総合通信） 」の資格者証	

- 令和3年4月より資格の名称が変更になっております。詳しくは日本データ通信協会のHPを御確認ください。

<https://www.dekyo.or.jp/shiken/>

(4) 消防施設工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	
避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	